埼玉県特別支援学校校務支援システム

構築・運用保守業務委託仕様書

令和５年３月

埼玉県教育局県立学校部

特別支援教育課

目次

[第１章　基本事項 4](#_Toc129364213)

[１　業務名 4](#_Toc129364214)

[２　システム化の目的 4](#_Toc129364215)

[３　契約期間 4](#_Toc129364216)

[４　用語の定義 4](#_Toc129364217)

[５　校務支援システムの現状と方針 4](#_Toc129364218)

[６　業務の概要 5](#_Toc129364219)

[７　システムの拡張の容易性と将来性 5](#_Toc129364220)

[８　その他 5](#_Toc129364221)

[第２章　調達の概要 5](#_Toc129364222)

[１　システムの概要 5](#_Toc129364223)

[２　調達の範囲 7](#_Toc129364224)

[３　調達の主な内容 9](#_Toc129364225)

[４　契約の方法 9](#_Toc129364226)

[５　履行期間 9](#_Toc129364227)

[６　履行場所 10](#_Toc129364228)

[第３章　システム要件 10](#_Toc129364229)

[１　機能要件 10](#_Toc129364230)

[２　規模要件 10](#_Toc129364231)

[３　運用時間 10](#_Toc129364232)

[４　性能要件 11](#_Toc129364233)

[５　信頼性要件 11](#_Toc129364234)

[６　拡張性要件 11](#_Toc129364235)

[７　上位互換性要件 11](#_Toc129364236)

[８　システム方式に関する要件 11](#_Toc129364237)

[９　ユーザインターフェース要件 12](#_Toc129364238)

[第４章　稼働環境要件 12](#_Toc129364239)

[１　外部委託業者の選定基準（民間クラウドについて） 12](#_Toc129364240)

[２　クラウドサービス利用に当たっての遵守事項 12](#_Toc129364241)

[３　セキュリティ要件 13](#_Toc129364242)

[第５章 作業要件 14](#_Toc129364243)

[１　業務管理 14](#_Toc129364244)

[２　設計及び製造 15](#_Toc129364245)

[３　テスト 16](#_Toc129364246)

[４　操作研修 16](#_Toc129364247)

[５　本番稼働対応 17](#_Toc129364248)

[６　運用支援 17](#_Toc129364249)

[７　保守 17](#_Toc129364250)

[第６章 その他 17](#_Toc129364251)

[１　応札事業者に求める条件 17](#_Toc129364252)

[２　要員に求める条件 18](#_Toc129364253)

[３　データ移行 18](#_Toc129364254)

[４　留意事項 19](#_Toc129364255)

# 第１章　基本事項

## １　業務名

埼玉県特別支援学校校務支援システム構築・運用保守業務委託

## ２　システム化の目的

校務支援システムの導入により、データを一元的に管理することが出来るようになり、教職員の事務負担が軽減され、もって特別支援学校の教育の質の向上を図る。

## ３　契約期間

校務支援システムを令和５年９月30日までに導入・稼働させること。また、稼働後の運用及び保守期間は令和６年３月31日までとする。

## ４　用語の定義

|  |  |
| --- | --- |
| 用語 | 説明 |
| 本県 | 埼玉県 |
| 担当課 | 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課 |
| 次期システム | 本調達で構築する校務支援システム |

## ５　校務支援システムの現状と構築方針

### ⑴　現状

本県では、県立特別支援学校に校務支援システムが導入されておらず、エクセル等により手作業で児童・生徒情報のデータ処理を行っている。

### ⑵　方針

### 　ア　パッケージシステムの利用

　次期システムは汎用性の高い特別支援学校パッケージ製品の採用を基本とし、カスタマイズは原則要しないものとする。

### 　イ　多様な利用者に対応

　健常者だけでなく障がいのある教職員や、外国人教師にも利用しやすいよう考慮されたシステムとする。

### 　ウ　稼働実績のあるシステムを導入

　導入するシステムは、他の都道府県の特別支援学校において、既に導入・稼動実績のある製品とすること。

## ６　業務の概要

従来、各学校で個別の情報を管理していたが、校務支援システムの導入により、学校保有の児童・生徒データ（名簿、出席情報、成績、指導要録、保健情報等）を、一元的に管理することができるようになり、利便性と情報セキュリティの向上を図るものとする。

## ７　システムの拡張の容易性と将来性

利用校の増加やデータ量の増加、将来的な機能拡張に伴うシステム拡張の容易性を担保できるシステムとする。また、今後の校務ネットワークや校務端末の更新、さらに学習指導要領等の法改正にも契約の範囲内で対応すること。ただし、本仕様書の機能以外のシステム拡張による諸費用は別途協議の上、契約をする。

## ８　その他

本仕様書で提案を求める内容については委託者と調整のうえ実施すること。

# 第２章　調達の概要

## １　システムの概要

### ⑴　システムの構成概要

システムの構成概要を以下に示す。



### ⑵　導入システムの形態

今回導入するシステムはクラウド方式とし、民間事業者のクラウドサービスを利用するものとする。すなわち、本調達のサービス提供とは、受託者が管理するサーバで稼働するクラウド方式のシステムのサービス提供を想定している。

これは、発注者側ではサーバ等の機器を持たず、本仕様書の要件を満たすデータセンターに設置されたサーバ等の機器にて利用者に提供されるクラウドコンピューティング環境のことである。

なお、セキュリティ面を考慮し、暗号化通信システムなどを活用した高い情報セキュリティレベルを確保すること。

また、ISO/IEC 27017によるクラウドサービス分野におけるISMS認証の国際規格を取得していること。

### ⑶　システムの導入及び運用保守

システムの設計・開発及び運用保守は、SaaS／ASP 方式とし、提案事業者が用意する仮想基盤上に構築する。なお、データセンター費用については、受託者の負担とする。

また、データセンターとの接続は、VPNで接続すること。

### ⑷　利用環境

システムを利用するパソコンの利用端末については県が用意するものとする。次期システムはＷＥＢブラウザで利用することとし、原則専用ソフトウェア等を必要としない汎用の機種が利用できるシステムとする。

　想定している利用環境は以下のとおりとする。

　ア　ネットワーク

　使用するネットワークは本県の既存ネットワークである埼玉県学校間ネットワーク（100MB帯域保障）とする。なお、システムの構築にあたっては、専用のファイアウォールを追加し、通信への必要最低限の制御を可能とすること。

　ネットワーク構成図は以下のとおり。



イ　パソコン

使用するパソコンのOS（オペレーティングシステム）はWindowsとし、利用するブラウザは以下とする。（保証するバージョンについては別途協議とする。）

・Microsoft Edge

またOSやブラウザのバージョン等による影響を出来るだけ受けないシステムを求めるが、今後機種更新等によるOSやブラウザの変更、アップデート等があった場合にもシステム利用が可能となるよう考慮すること。

## ２　調達の範囲

本調達の範囲内及び範囲外の項目を以下に示す。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 本調達の範囲内 | 本調達の範囲外 |
| 導入に係る作業 | ・校務支援システム構築に係る作業一式 |  |
| 運用 | ・本番稼働開始時の支援・稼働開始年度内の運用支援 | ・左記以降の運用支援 |
| ハードウェア | ・右記以外で必要となるハードウェア・稼働開始年度内の保守 | ・システムを利用するための端末 |
| ソフトウェア | ・機能要件を満たした特別支援学校統合型校務支援システム・稼働に必要なOS,データベースソフトウェア等のミドルウェア・ウイルス対策ソフトウェア・仕様を満たすために右記以外で必要となるソフトウェア・稼働開始年度内の保守 | ・端末で使用するウイルス対策ソフトウェア |
| ネットワーク | ・サーバ及び端末の設定作業（業務アプリケーションソフト、ネットワーク接続等の設定作業を含む）・既存学校間ネットワークと構築する校務支援システムを接続するセキュアなインターネットVPN回線・右記以外で必要となるネットワーク・右記記載のネットワークへの接続・設定作業 | ・本県の既存ネットワーク |

### ⑴　スケジュール

本調達におけるスケジュールは以下のとおり。（稼働時期以外はあくまで目安であり、詳細は契約後の打合せによる）

・契約　　　　　　　令和５年５月

・システム導入　　　契約日～令和５年８月31日

・テスト運用　　　　令和５年９月～

・研修　　　　　　　令和５年９月～

・本稼働　　　　　　令和５年10月２日

### ⑵　納入成果物

ア　成果物

受託者は、以下の成果物を納入すること。なお、パッケージソフトの標準機能に係る設計等、開示が不可能な内容についてはこの限りではない。

・業務実施計画書

・基本設計書

・詳細設計書

・テスト実施計画書

・テスト仕様書兼結果報告書

・運用設計書

・操作マニュアル

・職員研修計画書

・職員研修用コンテンツ

・保守・運用体制図

・アプリケーション（ソースプログラム、資材）

・保証書、ライセンス証書

・調達物品一覧

イ　納入方法

業務アプリケーションを除き、原則として、Microsoft Officeを使用して作成した電子媒体及び印刷物を納入すること。電子媒体については、ウイルスチェックを行い、安全であることを確認すること。

ウ　納入数

電子媒体：１式

印刷物：１式

※ただし、「操作マニュアル」「保守・運用体制図」については、導入する各学校へも電子媒体、印刷物共に１式ずつ納入すること。

エ　納入期限

具体的な納入日については、業務実施計画書で作成するスケジュール上に記載することとし、本県と協議の上、納入期限を決定するものとする。

オ　納入場所

埼玉県県立学校部特別支援教育課

※ただし、「操作マニュアル」「保守・運用体制図」については、導入する各学校へ直接納入すること。

## ３　調達の主な内容

本調達は、校務支援システムを導入するとともに、令和６年３月31日までの運用及び保守を行うものである。

### ⑴　校務支援システム構築業務

対象となる県立特別支援学校の校務支援システム設計と構築を主な業務内容として、提案事業者が用意するクラウド仮想基盤上にシステムを構築するものとする。

### ⑵　校務支援システム運用保守業務

校務支援システムが安定して稼働するために行うバックアップ、障害管理等の運用業務、システムを構成するソフトウェアの保守を行うものとする。

### ⑶　ヘルプデスク業務

校務支援システムに関する問い合わせ及び障害管理等の窓口を一元化した、ヘルプデスクサービスを提供するものとする

## ４　契約の方法

運用、保守、ヘルプデスク等業務を一括で契約する。ただし、導入した校務支援システムへの本県独自に必要な改修は、次年度以降の別契約とする。

## ５　履行期間

本調達の契約期間は、契約締結日から令和６年３月31日までとする。

## ６　導入校

本調達においてシステムを導入する学校は以下のとおり。

|  |  |
| --- | --- |
| 学校名 | 住所 |
| 特別支援学校さいたま桜高等学園 | 〒338-0824埼玉県さいたま市桜区上大久保５１９－７ |
| 川島ひばりが丘特別支援学校 | 〒350-0158埼玉県比企郡川島町大字伊草７８０ |
| 岩槻はるかぜ特別支援学校 | 〒339-0077埼玉県さいたま市岩槻区馬込２４２６－１ |

# 第３章　システム要件

## １　機能要件

システムの機能、性能、構成に関する要求項目を別紙１「機能要件確認表」に示す。

これらの要件を満たす提案をもとめるものとし、記載要件に対する具体的な実現方法及び有効な提案を示すこと。

## ２　規模要件

本調達における規模は以下のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 学校名 | 利用者数（教職員数） | データ量生徒数 |
| 特別支援学校さいたま桜高等学園 | １００人程度 | ２５０人程度 |
| 川島ひばりが丘特別支援学校 | １５０人程度 | １５０人程度 |
| 岩槻はるかぜ特別支援学校 | １００人程度 | ２００人程度 |
| 合計 | ３５０人程度 | ６００人程度 |

※　ただし、令和６年度以降の県立特別支援学校全校への導入に際しては、現時点で以下の規模を予定している点に留意すること。

### ・　利用者数（教職員数）：４，７５８人

### ・　利用拠点数（導入校数）：５３校

### ・　データ量（生徒数）：８，１４２人

## ３　運用時間

通常の運用時間は原則、24時間365日の常時利用を可能なこと。

なお、システムの主たる利用時間は平日の8時30分から17時15分とする。（夜間をメンテナンスの時間帯としバックアップを取得するが、システムの利用自体は可能なものとする。）

ただし、大規模なメンテナンスや館内設備の点検時等の本局が認めた保守等のための計画停止についてはこの限りではない。

## ４　性能要件

成績や出欠等のデータの入力画面の表示速度について、画面が表示されるまで数秒以内で行われるよう根拠に基づいた性能となっていること。

## ５　信頼性要件

開庁日の定時時間において、99.5%以上の稼働率を目標とすること。（１か月の開庁日を20日、定時時間を８時間とすると、１か月に0.8時間程度のシステム利用停止を許容する。）

## ６　拡張性要件

システムのバージョンアップや機能追加、学校の統廃合や新設等に対応できるシステム構成であること。ただし、新設される学校数によりメモリーやディスク容量が不足の事態が生じた場合は、県と協議の上、対策を講じるものとする。

## ７　上位互換性要件

次期システムを構成するＯＳやミドルウェア等のバージョンアップが必要となった場合は、本調達の範囲内として当該作業を実施すること。ただし、再構築期間中におけるバージョンアップ等、対応が困難であることが予想される場合については、本県と別途協議すること。

## ８　システム方式に関する要件

### ⑴　端末に特定のソフトウェア等を必要としないWebシステムとして稼働すること。

### ⑵　機能追加又は改修を加えやすいシステムとすること。

### ⑶　ＯＳやブラウザのバージョンアップによる影響をできるだけ受けないシステムとすること。

### ⑷　データは、次期システムの利用終了後、他のシステムに移行できるよう、汎用的な形式（ＣＳＶ形式等）で抽出できること（「追加費用なくエクスポートできること）。

## ９　ユーザインターフェース要件

### ⑴　ユニバーサルデザインに配慮すること。

### ⑵　操作性、画面構成、遷移、ボタン、ガイダンス、ポップアップ内容に統一感があること。

### ⑶　エラーが発生した場合は、原因が特定できるエラーメッセージが表示できること。

### ⑷　データベースの更新を伴うなど重要な操作の前には、確認画面を表示し、操作の続行又は中止が選択できること。

# 第４章　稼働環境要件

## １　外部委託業者の選定基準（民間クラウドについて）

民間クラウドの利用に当たっては以下の選定要件を満たしていること。

### ⑴　事業者の責任者、利用内容、作業者、作業場所を特定し、国内で完結していること。

### ⑵　提供されるサービスレベルを保証すること。

### ⑶　提供された情報の適切な取扱い、目的外使用の禁止等管理対策を実施していること。

### ⑷　情報セキュリティ対策※の実施内容や管理体制が整えられていること。

### ⑸　クラウドサービスの組織又は従業員、再委託事業者、若しくはその他の者による意図せざる変更が加えられないための管理体制が整っていること。

### ⑹　クラウドサービスの資本関係・役員等の情報、利用事業の実施場所、事業従事者の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)・実績に関する情報提供ができること。

### ⑺　情報セキュリティ機能や脆弱性対策の適切な実装が可能なこと。

### ⑻　情報セキュリティの観点に基づいた試験の実施が可能なこと。

### ⑼　情報セキュリティインシデントへの体制や対処方法が整っていること。

### ⑽　情報セキュリティ対策含め、契約の履行状況の確認が実施されること。

### ⑾　情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処方法が整っていること。

### ⑿　契約終了または中断時にデータを円滑に移行する対策が整っていること。

### ⒀　ISO/IEC 27017 によるクラウドサービス分野におけるISMS 認証の国際規格を取得していること。政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）への登録があること。

### ※　ここでいうセキュリティ対策は、クラウドサービス部分を含む情報の流通経路全般にわたるセキュリティ対策である。

## ２　クラウドサービス利用に当たっての遵守事項

### ⑴　個人情報を取り扱う場合は、特に厳密な管理を義務付けること。

### ⑵　当該業務で知り得た情報の秘密は、契約期間中はもとよりその契約終了以降も保持すること。

### ⑶　当該業務で知り得た情報は、契約の目的のためにのみ限定して使用すること。

### ⑷　県が提供するデータは、厳重に管理すること。

### ⑸　県が提供するデータ等の保護・管理に必要な社内手続を作成すること。

### ⑹　契約の目的で受領した資料は、相手方に返却、廃棄又は消去すること。

### ⑺　県が提供するデータ・資料の複写・複製を禁止又は制限すること。

### ⑻　契約終了または中断時にサーバー内のデータを円滑に移行する対策を以下のとおり定めること。

### ・取り扱う情報の可用性区分の格付に応じた、サービス中断時の復旧要件

### ・取り扱う情報の可用性区分の格付に応じた、サービス終了又は変更の際の事前告知の方法・期限及びデータ移行方法

### ⑼　クラウドサービス事業者は、法令及び県が提示する情報セキュリティに係る仕様に従うこと。

### ⑽　県が検査を行う権利を確保すること。

### ⑾　原則として、契約の履行のすべてを第三者へ委託することを禁止又は制限すること。

### ⑿　データ漏えい等の事故が発生した時には、直ちに書面にて発生状況を報告すること。

### ⒀　クラウドサービス事業者でデータ漏えい等の事故が発生した場合は、契約違反※とすること。

### ⒁　クラウドサービス事業者は、日本国法令及び埼玉県条例を遵守し、係争があった場合は、日本国法令に基づきさいたま地方裁判所を管轄裁判所とすること。

### ⒂　サーバの復旧は営業日に係わらず24時間以内とすること。

### ⒃　バックアップの保管方法としては以下のとおりとする。

・復旧地点：１営業日前（日次バックアップからの復旧）

・世代管理：１世代

・復旧時間：2営業日以内

・復旧レベル：全てのデータ

ただし、特段の理由があるときは別途協議とする。

　※　契約違反の取り扱いについては、別途契約書に基づき判断するものとする。

## ３　セキュリティ要件

### ⑴　データを保管する際に暗号化していること

### ⑵　運用終了の際に復元できないよう消去できること（①物理破壊②磁気破壊③データ消去ソフトによる上書き消去④暗号化消去）

### ⑶　⑵で消去した際に、消去したことを証する書類をもって報告すること。

### ⑷　通信を暗号化していること

### ⑸　各種ログ（アクセスログ、操作ログ等）の種類を定められること。また、以下のログについて、管理者権限によりシステム上から確認できることとし、１年以上適切に管理できること。

・認証ログ

・操作ログ

・アクセスログ

・イベントログ

・通信ログ

・エラーログ

・バックアップログ

### ⑹　ログの確認頻度を設定すること

### ⑺　不正行為を検知し追跡するために、ログ取得（ユーザ認証と操作ログ）が可能であること。

### ⑻　管理者ごとにIDを付与すること

### ⑼　管理者ＩＤの権限が必要最小限となっていること

### ⑽　管理者ＩＤ接続時において、接続元を限定すること

### ⑾　管理者ＩＤを初期設定時と変更していること

### ⑿　ユーザー毎にID,パスワードが設定できること。定期的なパスワード更新を促す機能を有すること。

### ⒀　システム管理者、部門管理者など管理者レベルごとにユーザー情報を管理できる範囲を設定できること。

### ⒁　システム構築時に使用したデータ等については、本業務終了後に全て削除すること。

### ⒂　ソフトウェアは、脆弱性に対するセキュリティ更新プログラムが提供されるものであること。

### ⒃　ソフトウェア構成、コード情報・パラメータなどの設定情報、及び各種マニュアル等のドキュメントについて、最新の状態に保持すること。

# 第５章 作業要件

## １　業務管理

### ⑴　業務実施計画書の作成

請負者は、契約締結後２週間以内に以下を示した業務実施計画書を提出すること。また、業務実施計画書の内容について説明し、本県の承認を受けること。

・目的

・体制図（本県の参画、外部委託等を含む）

・要員計画

・スケジュール

・成果物／納入日

・開発環境

・文書管理要領

・情報セキュリティ対策要領

・進捗管理要領

・品質管理要領及び品質目標

・各工程の達成目標及び完了判定基準

・課題・問題管理要領

・リスク管理要領

・変更管理要領

・構成管理要領

・保守環境

・コミュニケーション管理要領

### ⑵　業務管理

・　業務実施計画書に基づき進捗管理を行い、隔週を基本として担当課へ進捗状況を報告すること。なお、進捗報告に用いる資料については、別紙Ｘ「進捗報告書」を参考とすること。

・　プロジェクトの特性等に応じて適切かつ定量的に品質指標が設定され、データの収集及び評価を行うこと。

## ２　設計及び製造

### ⑴　設計

・　本書及び別紙で示す要件を実現するための検討及び設計を行うこと。

・　検討状況及び検討結果を本県へ提示し、承認を得ること。また、検討結果を基本設計書としてとりまとめ、業務実施計画書で定義した納期までに本県へ提出すること。

・　次期システムをクラウド上で稼働させるために必要となるリソース（CPUコア数、メモリ容量、ディスク容量等）や使用するサービスやソフトウェア等を設計し、基本設計書に含めて本県へ提出すること。

・　基本設計書で示した機能を実現するための詳細設計を行い、詳細設計書としてとりまとめ、業務実施計画書で定義した納期までに本県へ提出すること。

・　運用を実施するために必要な設計を行い、運用設計書を作成すること。

### ⑵　製造

・　設計工程の成果物に基づき、パラメータの設定、カスタマイズ等を行うこと。

・　製造の実施環境は、請負者が用意する開発環境を使用すること。

## ３　テスト

### ⑴　テスト計画

単体テストから受入テストに関するテスト実施計画書を作成し、本県の承認を得ること。テスト実施計画書には、以下の項目を含むこと。

・テスト範囲

・テスト環境

・実施体制

・テストスケジュール

・品質基準

### ⑵　単体テスト

各モジュールのプロセスの動作を確認するためのテスト仕様書を作成し、実施結果を結果報告書として報告すること。実施環境は、請負者が用意する開発環境を使用すること。

### ⑶　結合テスト

### 　　プロセス間のインターフェース等を確認するためのテスト仕様書を作成し、実施結果を結果報告書として報告すること。実施環境は、請負者が用意する開発環境を使用すること。

### ⑷　総合テスト

システム機能全体を確認するためのテスト仕様書を作成し、実施結果を結果報告書として報告すること。

### ⑸　受入テスト

担当課が行う受入テストについて、開始前にテスト仕様書を作成すること。その際は、本県の既存ネットワークである埼玉県学校間ネットワーク管理者とも連携を図ること。

また、受入テストで不具合と考えられる事象が発生した際、原因の特定・切り分け､対処案の策定のための速やかな情報提供を行うとともに､不具合等への対応を行うこと。

## ４　操作研修

### ⑴　基本的な考え方

本システムの円滑な導入を実現するため、すべての学校へシステムの操作に関する研修を実施すること。研修の形態は、WEB又は対面で実施することとする。

### ⑵　研修計画

学部や学校種別を配慮し、導入校に対する操作習熟研修のための職員研修計画を策定すること。

また、そのための研修用コンテンツを作成し、職員へ対し操作習熟研修を行うこと。

## ５　本番稼働対応

令和５年10月２日に予定している本番稼働開始の立ち合いを行い、不具合等が発生した場合は迅速に対応すること。

## ６　運用支援

問い合わせ及び障害管理等の窓口を一元化した、以下の内容に関するヘルプデスク業務について提案を求める。

### ⑴　次期システムの利用等に係る問合せ対応について電話やメールで行うこと。対応時間は８時30分から18時00分までとする。（閉庁日を除く。）

### ⑵　対象者は県立特別支援学校所属教職員及び本県教育委員会職員とする。

### ⑶　電話による回答、FAQ の案内、リモートでの状況確認等、効率的な手段で支援を行うこと。

### ⑷　本調達で導入したソフトウェア等に関するバージョンアッププログラム情報、脆弱性に対するパッチ情報等を取得し、必要なものについて、担当課と協議のうえ適用すること。

### ⑸　運用支援及び保守の過程で、ドキュメント（手引書、研修用テキスト含む。）の修正が必要となった場合は、対象のドキュメントを修正し、履歴を管理した上で最新の状態に維持すること。

### ⑹　運用支援及び次項に示す保守に係る作業項目、及び実施予定量等については、別紙「運用支援及び保守に係る作業項目及び実施予定量」に示す。

### ⑺　月次を基本として、作業項目毎の作業実施日時及び作業実施時間を報告すること。

## ７　保守

### ⑴　本業務を円滑に遂行するための体制を整備し、障害等が発生した際に、必要となる場合は教育委員会からの指示に従い、特別支援学校のネットワークに精通している者と連携するなど、迅速かつ適切に復旧できる連絡体制及び指揮系統を構築すること。

### ⑵　障害の検知、原因、対処、再発防止策等の情報を復旧後速やかに報告書にまとめて提出すること。

### ⑶　監視（リモート監視可）は24時間365日行うこと。

# 第６章 その他

## １　応札事業者に求める条件

### ⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の４の規定に該当しない者であること。

### ⑵　公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年３月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

### ⑶　公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年４月１日付け入審第97号）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。

### ⑷　提案しようとするシステムについて、企画提案提出時点で過去３年以内に自治体の都道府県立特別支援学校を対象とした稼働実績（現在も稼働）を有し、埼玉県での業務を将来に渡って、遂行するために十分な組織、人員、経営能力を有していること。

### ⑸　同様に企画提案書提出時点で都道府県立特別支援学校を対象に、データセンターを利用した集中管理型運用によるパッケージ製品の導入実績を有していること。

### ⑹　企画提案書提出時点で、一般財団法人全国地域情報化推進協会（ＡＰＰＬＩＣ）が策定した、学習者情報・学校保健アプリケーションユニットの、小中学校版と高等学校版への準拠登録・相互接続確認マーク（オレンジマーク）を取得していること。

### ⑺　一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）における、情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001）認定を取得しているか、または個人情報保護マネジメントシステム（JISQ15001）の要求に適合し、その旨のプライバシーマークを取得していること。

## ２　要員に求める条件

### ・　全体を統括する統括責任者を選任すること。

### ・　統括責任者は、本調達のシステム導入と同規模以上のプロジェクトにかかわるプロジェクトマネージメントの経験を有すること。

### ・　要員のうち少なくとも１人は、本調達のシステム開発と同規模以上のプロジェクトに係る開発の経験を有すること。

## ３　データ移行

### ⑴　基本的な考え方

本契約では、対象となる県立特別支援学校に有する過年度の校務の情報資産に関するデータ移行の業務は要しない。ただし、学校が在籍する生徒情報等のデータを校務システムにインポートする際は、インポート用のテンプレートの提供やインポートデータの作成やインポート作業の支援を行うこと。

### ⑵　契約終了時のデータ抽出

次期システムの利用終了後、他のシステムにデータを移行するため、次期システムに格納されているデータを汎用的な形式（ＣＳＶ形式等）で抽出すること。また、各データの属性情報やデータ仕様等を示した資料を担当課へ提出し、承認を得ること。

## ４　留意事項

受注者は、本業務の実施にあたり、次の事項に留意すること。

### ⑴　学校への立入りについては、事前に各学校の承諾を受けること。

### ⑵　作業時間は、原則として平日（土日、祝祭日を除く）８時30分から17時00分までとする。時間外作業を行う場合は事前に協議し許可を得ること。

### ⑶　企画提案書及びプレゼンテーション審査における質疑応答の内容は、仕様書の一部をなすものとする

### ⑷　受注者は、業務関係者の安全確保と環境に十分配慮すること。